

石狩市介護予防・日常生活支援総合事業

説明会資料

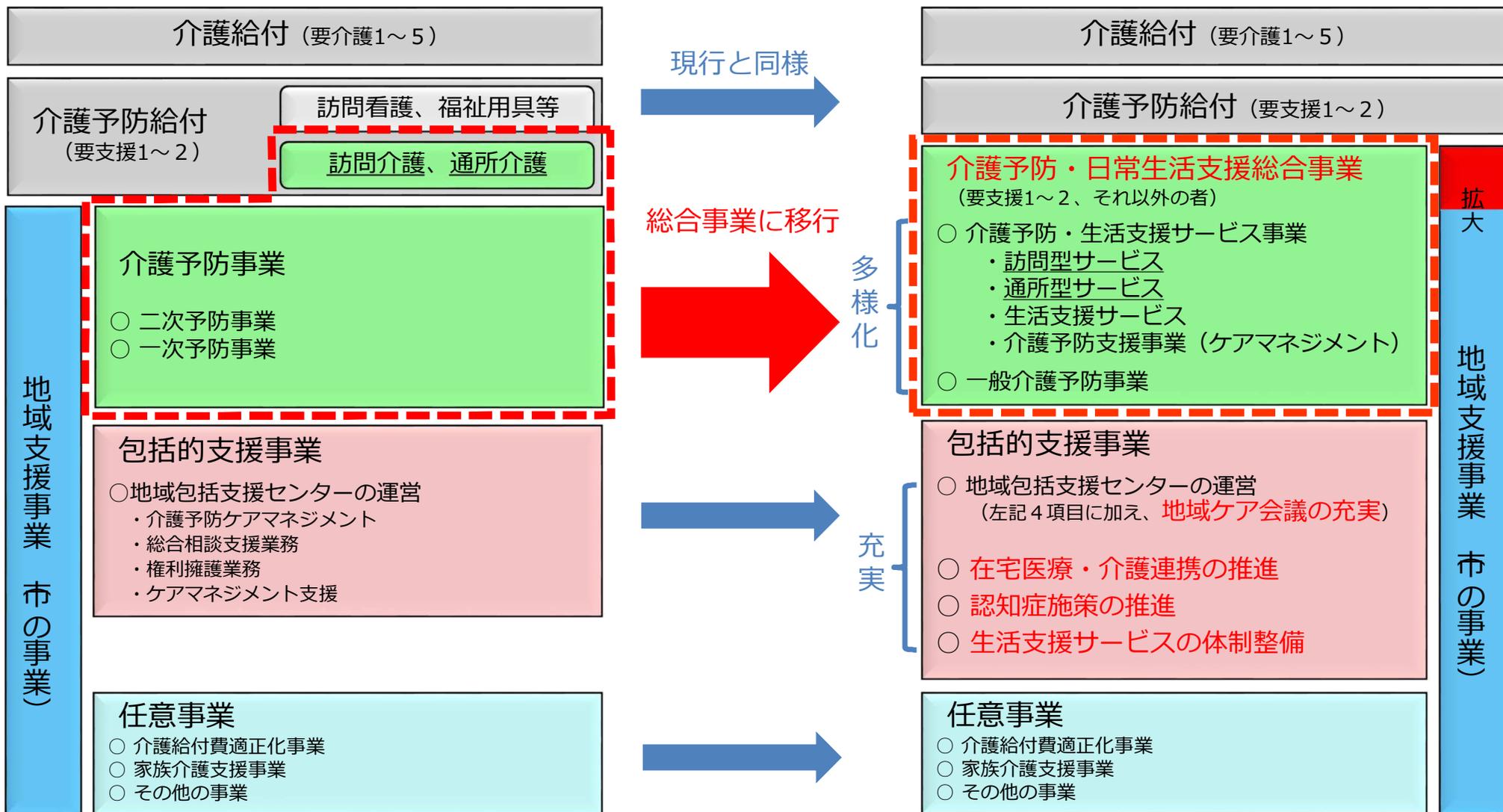
平成28年11月8日実施の事業所説明会資料に現在までに決定した事項等を追加・修正しています

平成29年2月3日
石狩市高齢者支援課

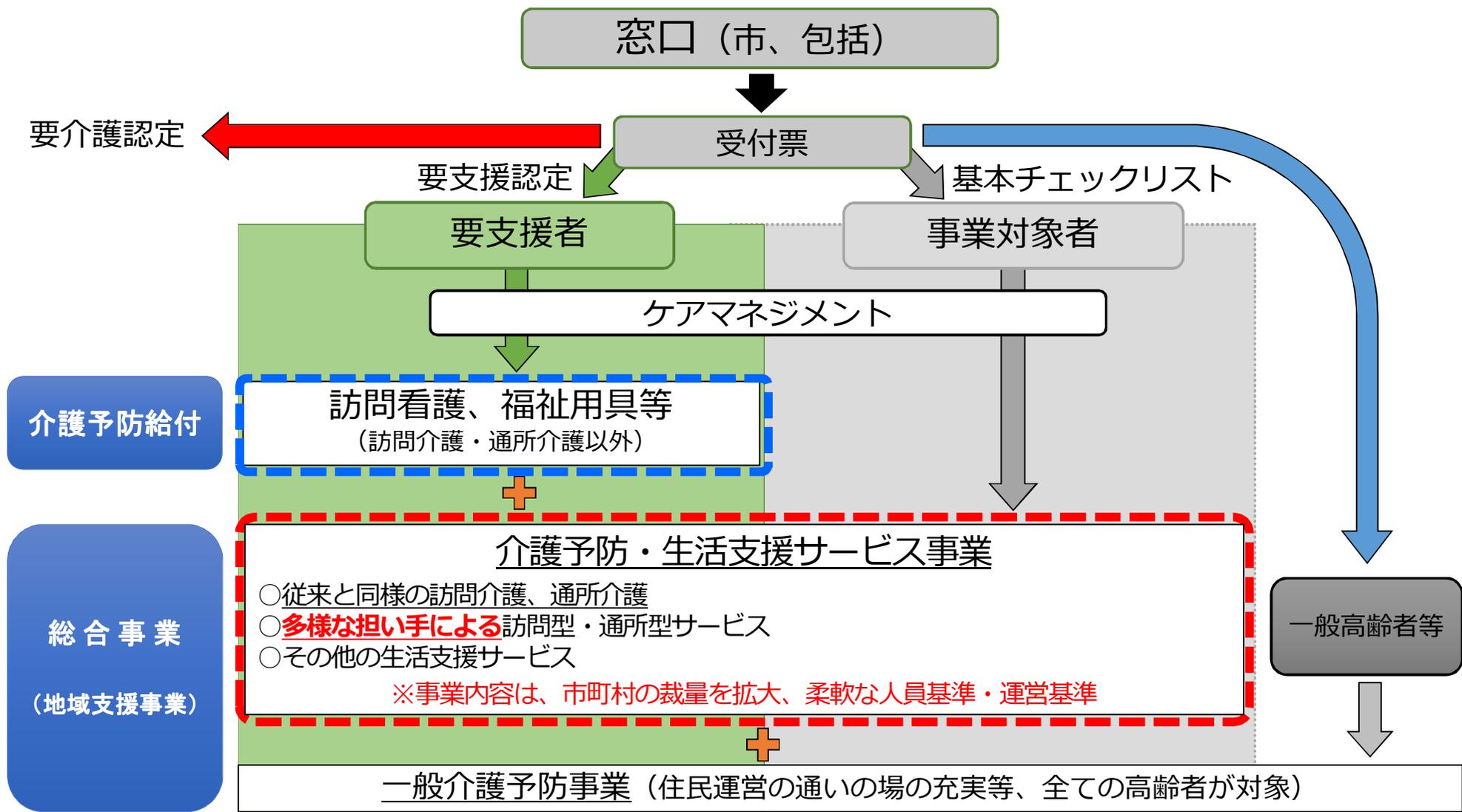
新しい介護保険制度の全体像

(旧)

(新)

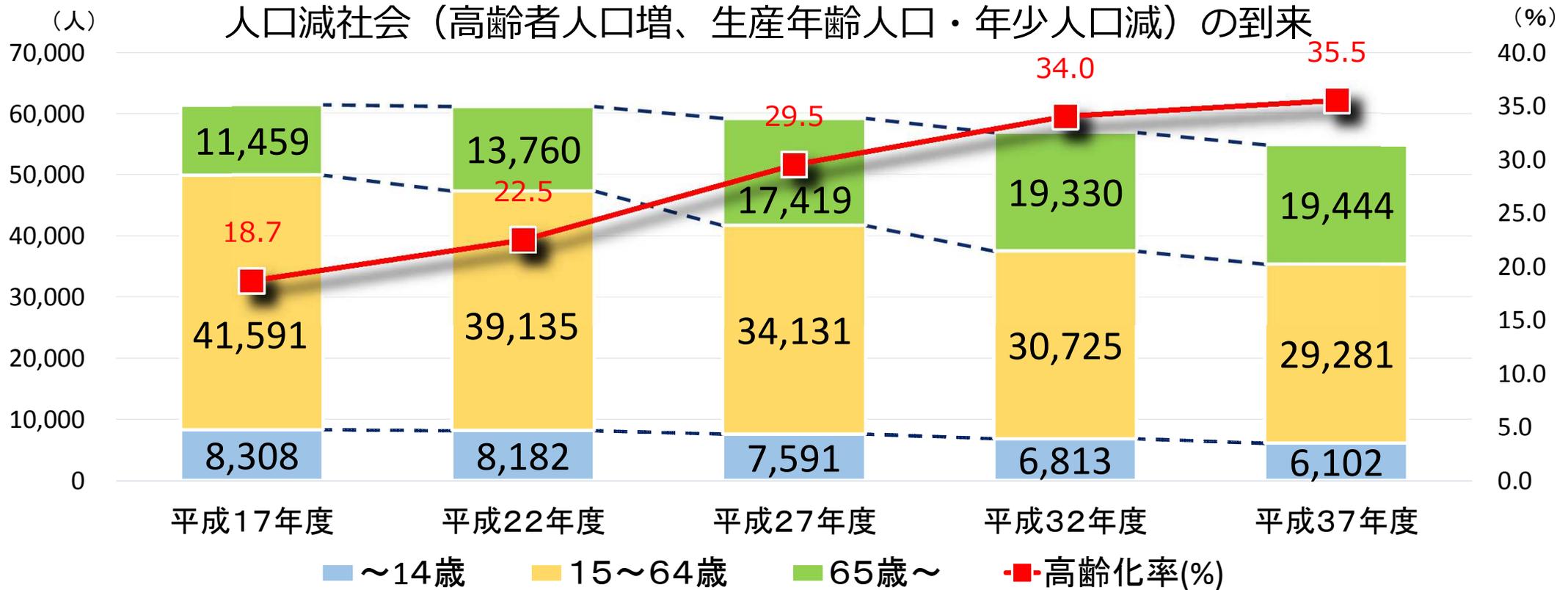


介護予防・日常生活支援総合事業の概要



石狩市の人口と高齢化率の推移・将来推計

人口減社会（高齢者人口増、生産年齢人口・年少人口減）の到来

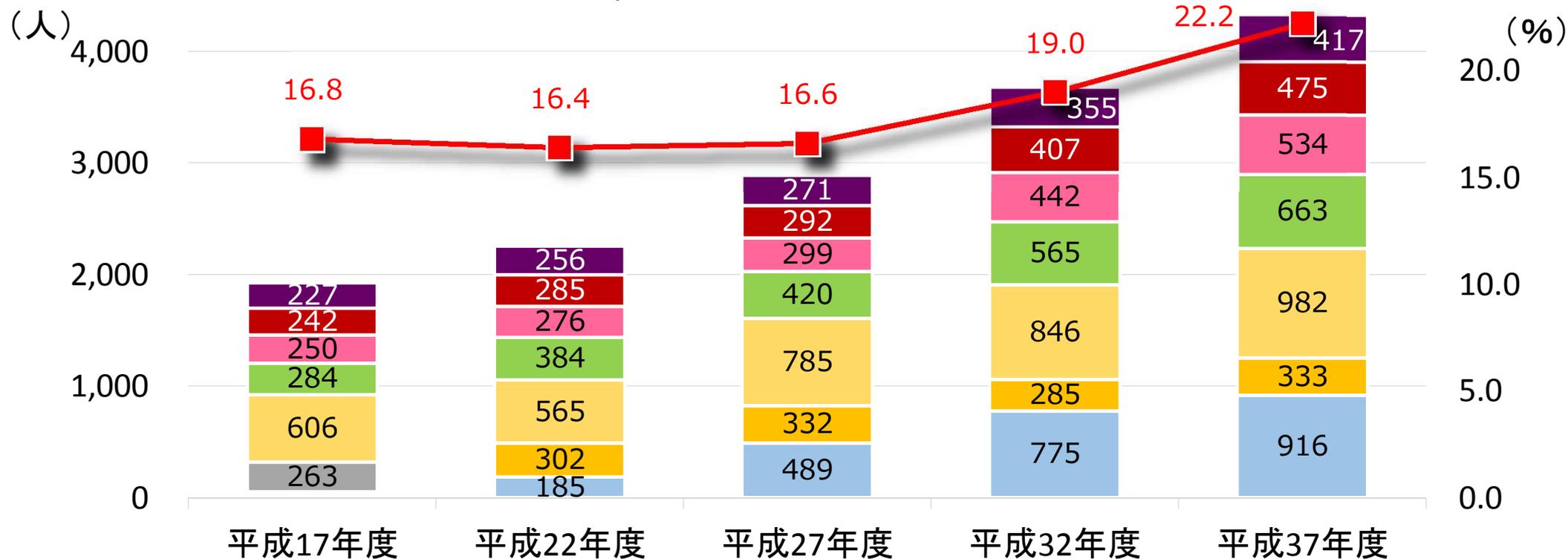


	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度
人口	61,358人	61,077人	59,141人	56,868人	54,827人
高齢化率	18.7%	22.5%	29.5%	34.0%	35.5%

平成32・37年度は国立社会保障・人口問題研究所推計

65歳以上の要介護認定者数と認定率の推移・将来推計

今後10年で1,400人を超える認定者が増加する

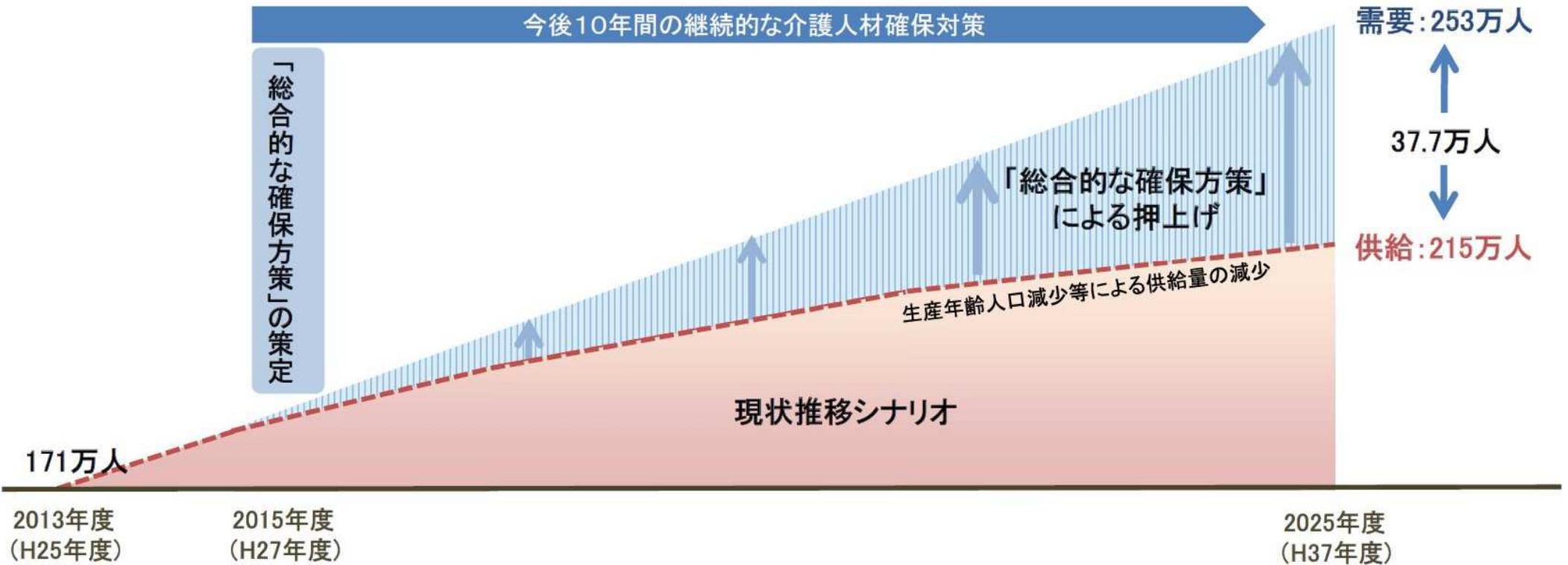


	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度
総認定者数	1,924人	2,253人	2,888人	3,675人	4,320人
認定率	16.8%	16.4%	16.6%	19.0%	22.2%

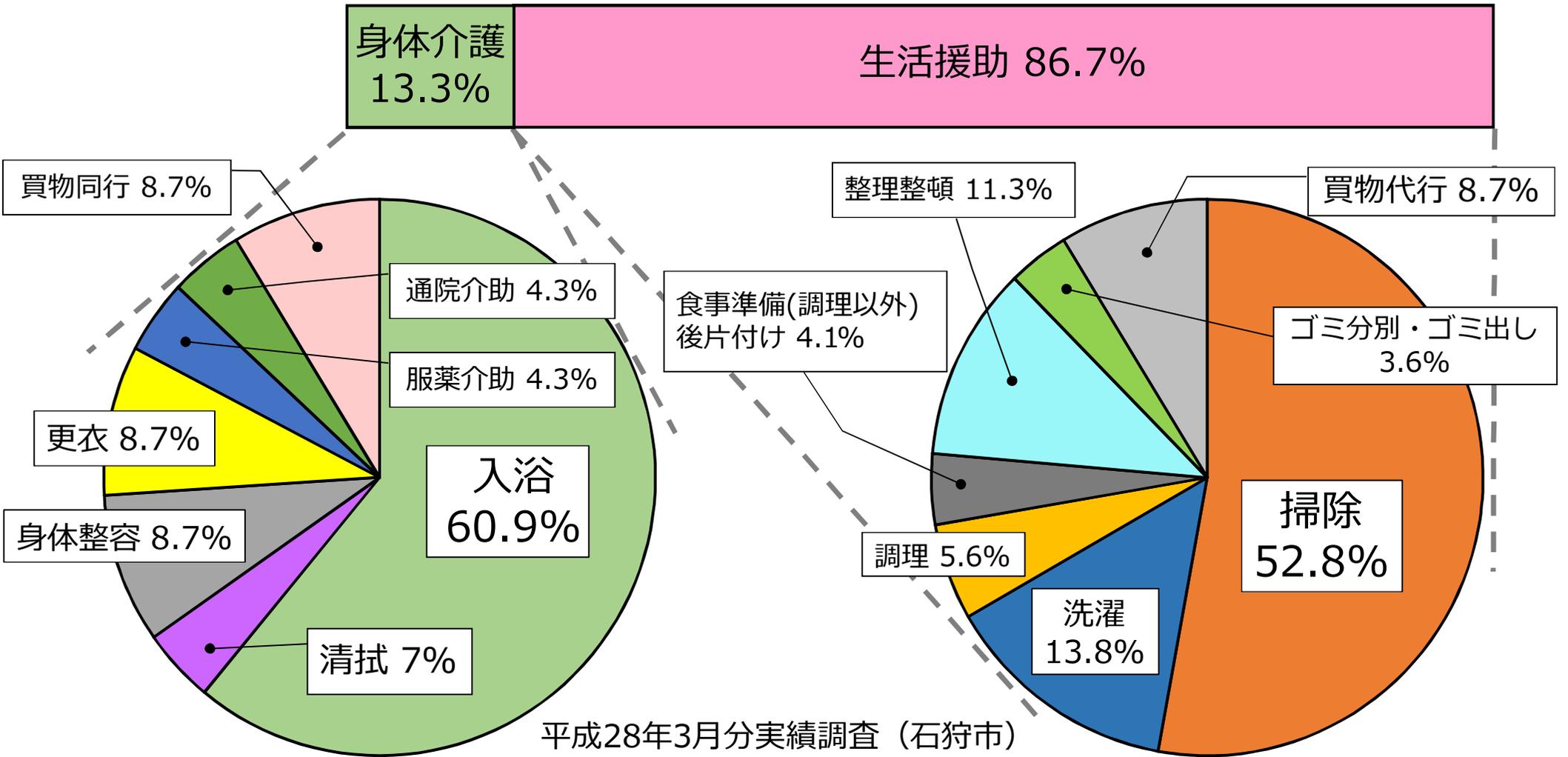
介護人材の不足

- 2025年の需給ギャップは約38万人
 - 北海道は充足率88.8%、約1.2万人の不足
- ➡ 介護が必要だが受けられない!?

介護人材にかかる需給推計結果と「総合的な確保方策」(イメージ)

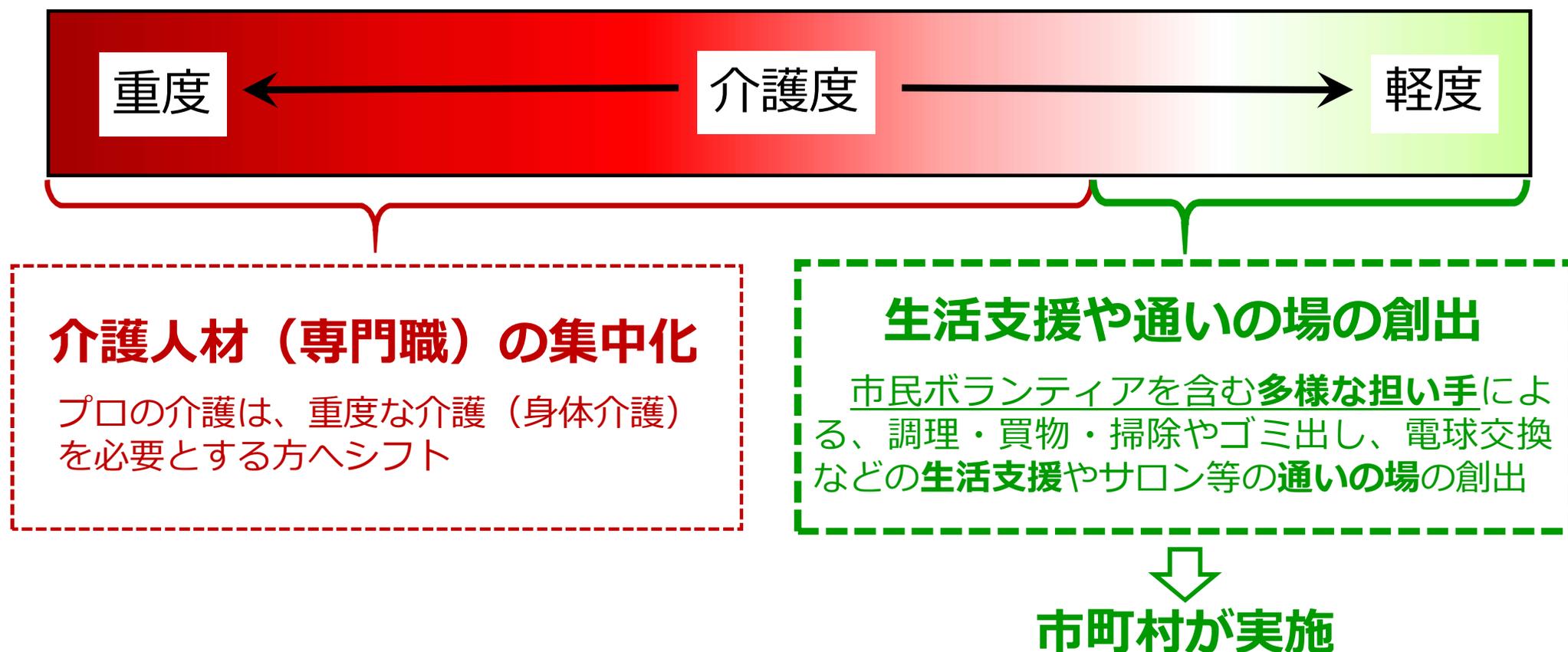


要支援者への訪問介護の提供内容



介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方①

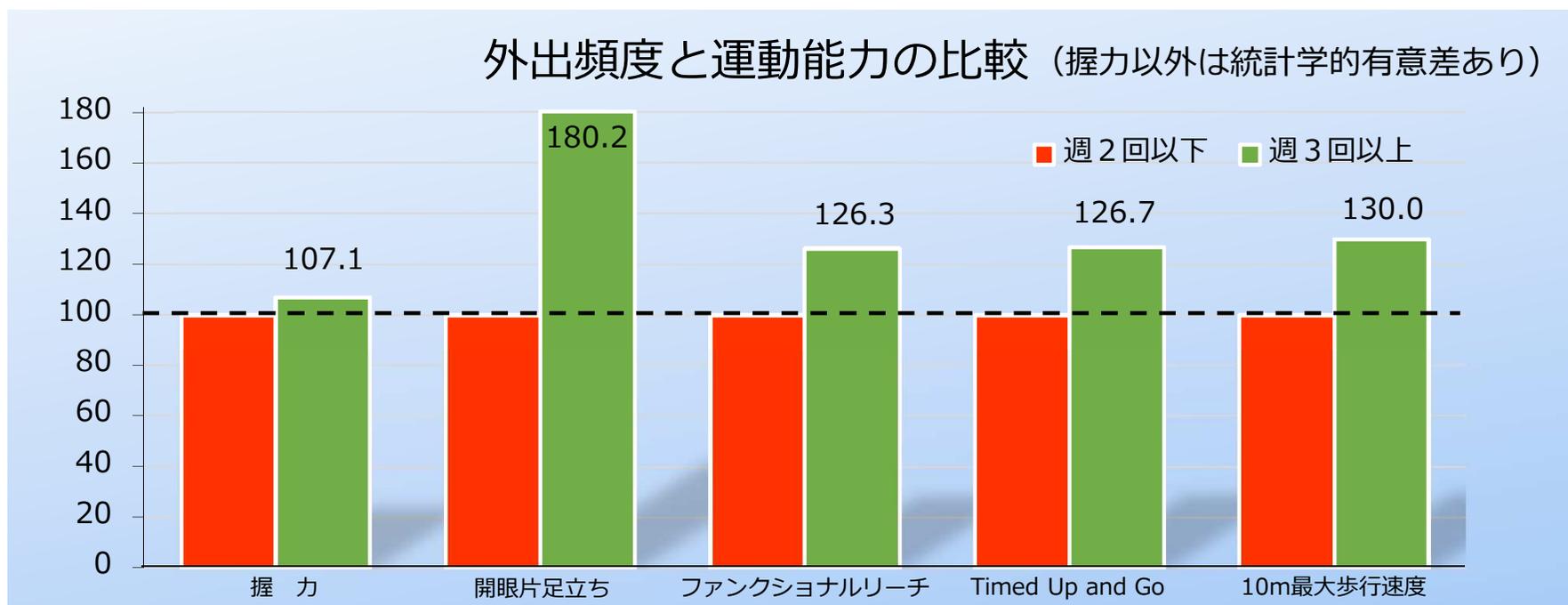
高齢者（特に後期高齢者）人口の増加と介護人材不足に対応



介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方②

介護予防の再構築：ハイリスクアプローチ ⇒ **社会参加を増加させる仕組み**
(出番・役割と居場所)

⇒ **健康寿命の延伸**



(対象者：石狩市パワーリハビリテーション事業参加者180人)

石狩市の介護予防・日常生活支援総合事業

1. 平成29年4月1日開始

2. 事業種別

ア. 訪問型サービス（第1号訪問事業）

- ・現行相当及び緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）

イ. 通所型サービス（第1号通所事業）

- ・現行相当及び緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）

ウ. 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ・ケアマネジメントA（介護予防支援に相当）
- ・ケアマネジメントB（緩和した基準による）

（その他のサービス ⇒ 準備でき次第、順次開始予定）

訪問型サービス（第1号訪問事業）設計に当たって

- 2025年問題に対応するために、介護人材の適材適所を進めることを目的に、現行相当サービスと訪問型サービスAを開始する
- 訪問型サービスAの実施に当たっては、**介護福祉士等有資格者の負担とならない**よう、原則として、「一定の研修受講者」を雇用し実施すること
- その他、訪問型サービスB、及び住民ボランティア・住民主体の自主活動等については、「協議体」等で検討する

通所型サービス（第1号通所事業）設計に当たって

- ・ 現行相当の通所介護相当サービスと基準を緩和した通所型サービスA（単独型）を開始する
- ・ 通所型サービスA（単独型）の実施に当たっては、通所介護相当サービスや介護給付サービスを提供する人員及び場所・設備等を同時に共有してはならない
- ・ その他、通所型サービスB、及び住民ボランティア・住民主体の自主活動等については、「協議体」等で検討する

総合事業の利用対象者

1. 平成29年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方

⇒認定有効期間の開始年月日が29年4月以降の要支援者

2. 平成29年4月以降に、基本チェックリストにより「事業対象者」と判断された方

⇒・「事業対象者」とは、65歳以上で、従来の要支援I相当の者を想定しており、何らかの支援を必要として窓口に来た者のうち、生活上の困りごとがあり、基本チェックリストによって該当した者

- ・事業対象者が利用できるサービスについては、介護予防ケアマネジメントに基づいての利用となるため、基本チェックリスト該当=サービス利用に安易につながるものではないことに留意

※平成29年4月より前に、要支援認定を受けている方

⇒予防給付サービスを利用している方は、次の認定更新等までは、予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）をそのまま利用することも可能

区分支給限度額

	支給限度額
事業対象者	5, 0 0 3 単位
要支援Ⅰ	5, 0 0 3 単位
要支援Ⅱ	1 0, 4 7 3 単位

※事業対象者が所定の限度額を超えるサービスが必要とされる場合は、要介護認定を受けることとする

訪問型サービスの基準・単価について

石狩市の訪問型サービスの類型

種 別	現行相当サービス	訪問型サービスA（一体型）
基 準	予防給付の基準	人員配置を一部緩和
対象者	○既に予防訪問介護を利用し継続が必要○認知機能低下、精神・知的障害等○退院直後○疾病による息切れ等により日常生活に支障○ストーマケア等（主に身体介護、見守りが必要）	「現行相当の対象者」以外のもの ※状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進
提供者	指定訪問介護事業所	指定訪問介護事業所
内 容	身体介護、生活援助	生活援助のみ
手続き	①定款変更 ②市に申請 みなし指定有：申請不要 みなし指定無：申請必要	①定款変更 ②市に申請

石狩市訪問型サービスの基準・単価

		(参考) 介護予防訪問介護 (※国が定める基準)	石狩市介護予防・日常生活支援総合事業 (訪問型サービス)	
			石狩市訪問介護相当サービス	石狩市訪問型サービスA
基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の実務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能</p>	<p>〔注〕訪問介護と一体的に提供する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護者と石狩市訪問介護相当サービス利用者を合わせた数で介護給付の基準を満たすこと <p>・同左 (現行基準と同様)</p>	<p>〔注〕訪問介護、石狩市訪問介護相当サービスと一体的に提供する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員は要介護者と石狩市訪問介護相当サービス利用者を合わせた数で介護給付の基準を満たすこと ・訪問事業責任者を配置する場合は、サービス提供責任者の員数を減じることができる場合がある <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 専従1以上 ・従事者 必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または石狩市訪問型サービスA従事者研修修了者】 ・訪問事業責任者※2 従事者のうち必要数 【資格要件：従事者に同じ】 <p>※1 支障が無い場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>※2 訪問事業責任者を配置しない場合は、サービス提供責任者がこれに代わることができる</p>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備、備品 	<p>・同左 (現行基準と同様)</p>	<p>・同左</p>
	運営等	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 等 	<p>・同左 (現行基準と同様)</p>	<p>・個別サービス計画作成を除く以外は現行基準と同様</p>
単価	<p>週1回:月1,168単位</p> <p>週2回:月2,335単位</p> <p>週2回を超える:月3,704単位</p>	<p>・同左 (現行基準と同様)</p>	<p>週1回:月 935単位</p> <p>週2回:月1,870単位</p> <p>週2回を超える:月2,965単位</p>	

訪問型サービスA（一体型）の人員基準①

一体型：訪問型サービスAと国基準サービス
（要介護・要支援・現行相当）の両方を提供する

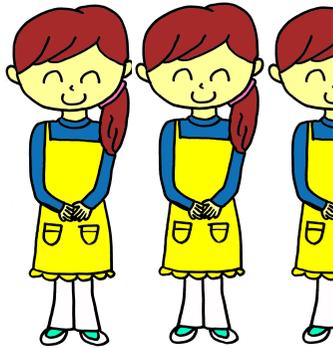
⇒ 国基準サービスに緩和なし

- 管理者 常勤・専従1以上（兼務可）
- 訪問介護員 常勤換算2.5以上
【資格要件】介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者
- サービス提供責任者 利用者40人に1人以上
【資格要件】介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者

訪問型サービスA（一体型）の人員基準②

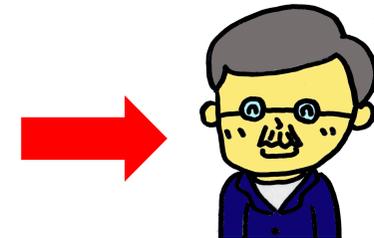
○訪問介護員の配置例①

- ・訪問介護員がサービスAの従事者を兼務



介護福祉士または
介護職員初任者研修等修了者

常勤換算2.5人以上



要介護者
現行相当



サービスA

注) ただし、サービスAの勤務時間は
国基準**常勤換算2.5人**の勤務時間
として算定できない!

訪問型サービスA（一体型）の人員基準③

○訪問介護員の配置例②

- ・サービスAの従事者を別途配置



国基準サービス訪問介護員

介護福祉士または
介護職員初任者研修等修了者

常勤換算2.5人以上



要介護者
現行相当



サービスA従事者

一定の研修修了者

必要数



サービスA

訪問型サービスA（一体型）の人員基準④

○サービス提供責任者の配置

1. 訪問事業責任者を置かない場合

要介護(要支援)、現行相当、訪問型サービスAの利用者数の
合計に基づく配置

2. 訪問事業責任者^{*}を置く場合

(*訪問型サービスA対象者50人に1人配置)

要介護(要支援)、現行相当の利用者数の**合計**に基づく配置

「石狩市訪問型サービスA従事者研修」について

＜内容＞

8時間程度の座学 + 実習

＜方法＞

座学・事業所と市が役割分担して実施

- ・効率よく実施するため、実施可能な事業所が持ち回りで受講希望者が出た時に対応

実習・研修修了者を雇用する事業所が実施

- ・生活援助を一通り体験できるように同行訪問を数回行う

通所型サービスの基準・単価について

石狩市の通所型サービスの類型

種 別	現行相当サービス	通所型サービスA
		(単独型)
基 準	予防給付の基準	人員配置・設備を緩和
対象者 (イメージ)	要支援認定者、事業対象者（基本チェックリスト該当者）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○既に予防通所介護を利用し、継続が必要 ○「多様なサービス」の利用が難しい、あるいは不適切 ○通所により専門職の指導を受けながら集中的に生活機能向上のためのトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる ○疾病や運動機能の低下等により閉じこもり傾向がある等 	<ul style="list-style-type: none"> ○外出頻度が少ない方に交流機会を提供することで介護予防につながる ○日常生活自立度 J 2 (隣近所へなら外出する) ~ A 1 (屋内での生活は概ね自立しているが、外出には介助が必要) 程度の方
提供者	指定通所介護事業所	民間企業・NPO等 指定通所介護事業所
内 容	介護予防通所介護と同様	軽運動や趣味活動など介護予防につながるもの
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ①定款変更 ②市に申請 みなし指定有：申請不要 みなし指定無：申請必要	<ul style="list-style-type: none"> ①定款変更（必要時） ②市に申請

石狩市通所型サービスの基準・単価

		(参考) 介護予防通所介護 (※国が定める基準)	石狩市介護予防・日常生活支援総合事業 (通所型サービス)	
			石狩市通所介護相当サービス	石狩市通所型サービスA (単独型)
基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 15人まで 専従1以上 15人を超えて利用者が1人増すごとに専従0.2人 【生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤】 <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	(注)通所介護と一体的に提供する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・従事者が専従要件を満たし、要介護者と石狩市通所介護相当サービス利用者を合わせた数で介護給付の基準を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・同左 (現行基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 専従2以上 【資格要件：3人以上のうち1人は介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者等】 ※ 支障が無い場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂、機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備、その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備、備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 (現行基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ・サービス提供に必要な設備、備品
	運営等	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 (現行基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画作成を除く以外は現行基準と同様とし、以下を追加する ・管理者の責務 ・利用定員 6～13人 ・開設頻度 週1回以上 ・提供時間 4時間以上 (昼食の時間帯を設定する) ・その他 食事の提供ができること 利用者の送迎ができる体制があること
	単価	要支援Ⅰ:月1,647単位 要支援Ⅱ:月3,377単位	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回:月1,647単位 (要支援Ⅰ・Ⅱ・事業対象者) ・週2回:月3,377単位 (要支援Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回:月1,320単位 (要支援Ⅰ・Ⅱ・事業対象者) ・週2回:月2,700単位 (要支援Ⅱ)

各種手続きについて

総合事業の事業者指定の手続き等について①

1. 指定にあたっての前提条件

- ・介護予防訪問（通所）介護の指定を受けていること

2. 申請手続きの対象

- ・指定には、原則、申請手続きが必要

	現行相当サービス	訪問型サービスA
平成27年3月31日時点で 介護予防訪問(通所)介護の 指定を受けている事業所	申請不要 ★みなし指定 (有効期間は平成30年3月31日まで)	申請必要
平成27年4月1日以降に 介護予防訪問(通所)介護の 指定を受けた事業所	申請必要	申請必要

(※指定内容に変更が生じた場合は、石狩市に対し変更届が必要です)

3. 必要書類については、**総合事業指定事業所の指定申請に係る必用書類一覧**（後日ホームページに掲載）を参照

総合事業の事業者指定の手続き等について②

4. 事業者指定内容の変更

介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業者で、総合事業のみなし指定を受けた事業者及び平成29年4月1日以降に総合事業の指定を受ける事業者は、事業開始までに定款上に総合事業についての記載を追加し、運営規定についても、総合事業用に新たに作成してください。

(1) 定款の変更

【定款記載例】

- ・「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく第1号通所事業」

※変更後は道及び市へ届出が必要です。

※老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンターに第1号訪問事業及び第1号通所事業が含まれているため、既に定款にこれらの事業名が記載されている場合は定款の変更は必要ありません。

総合事業の事業者指定の手続き等について③

(2) 運営規定等の変更

指定事業者は、平成29年4月以降、市の総合事業としてサービスを提供する場合は、以下に示す文言等を修正し、運営規定を変更するとともに、新たに契約の締結、重要事項説明書の同意等、必要な手続きを行ってください。

①サービスの種類

- 介護予防訪問介護 ⇒ 第1号訪問事業（石狩市訪問介護相当サービス）
第1号訪問事業（石狩市訪問型サービスA）
- 介護予防通所介護 ⇒ 第1号通所介護（石狩市通所介護相当サービス）
第1号通所介護（石狩市通所型サービスA）

②サービスに係る利用料

市が示す単価及び負担割合証に応じた基本利用料の1割または2割の額

③サービス計画書

- 介護予防訪問介護計画書 ⇒ 石狩市訪問介護相当サービス計画書
- 介護予防通所介護計画書 ⇒ 石狩市通所介護相当サービス計画書

④記録の保存

2年間 ⇒ 5年間

**※基準緩和サービス
については作成不要
とします！**

請求関係について

請求事務に当たっては、以下の点に注意願います。

- サービスコード表が総合事業用のものに変わりますので、新たに市が提示するサービスコード等のCSVデータを各事業所の保険請求システムへ取り込む作業が必要となります
これまでの予防給付のコードで請求しても返戻となります

※新たなサービスコード表については市のホームページ上で公表いたしますが、CSVデータ取り込みに関する各システムの対応状況については、導入業者の担当者へ事前にご確認ください